

越谷市脱炭素コンソーシアム設立支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務委託に関する事項

- (1) 件名 越谷市脱炭素コンソーシアム設立支援業務委託
- (2) 場所 環境政策課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで
- (4) 目的 公産学などの様々なステークホルダーの力を結集させるためのコンソーシアムを設立するとともに、地域循環型の事業スキームの構築を検討するための基礎調査や課題抽出を行い、コンソーシアムの設立支援を行うことを目的とする。
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (6) 委託料限度額 7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 選考方式

公募型プロポーザル方式とする。

提出された企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを実施し、その評価と見積金額を総合的に判断して相手方を選定する。なお、参加資格を満たした申込者が6者を超えた場合、一次審査(書類審査)を実施し、選考審査会を行う6者を選定する。

3. 審査方法

書類審査及び選考審査会を設け、参加者による提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答について審査員が採点を行い、合計得点の高いものから順位を決定し、最上位のものを相手方として選定する。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。

4. 参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加資格を有する者は、令和5年(2023年)7月28日現在において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - ①令和5・6年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者として登録があること。
 - ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受ける者にあつては、裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、越谷市の再審査を受け、入札参加資格を有する者であること。

- ④本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、令和5年7月28日から契約締結までの間に、次のいずれかに該当することとなった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないものとする。
 - ①越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けた者
 - ②越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けた者
 - ③越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けている者
 - ④国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者（市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者を除く。）

5. 提出書類

(1) 参加申込書（様式1）

提出期限 令和5年7月28日（金）17時15分まで
提出場所 環境経済部 環境政策課
提出方法 郵送（必着）又は持参
部数 1部

(2) 企画提案書（様式2）

提出期限 令和5年8月4日（金）17時15分まで
提出場所 環境経済部 環境政策課
提出方法 郵送（必着）又は持参
部数 7部（別途、電子データも提出すること）

(3) 見積書（様式3）及び見積明細書

提出期限 令和5年8月4日（金）17時15分まで
提出場所 環境経済部 環境政策課
提出方法 郵送（必着）又は持参
部数 1部

（見積書作成の注意事項）

- ① 予算上限額 7,000,000円
- ② 見積金額には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額（課税事業者の場合、消費税及び地方消費税を加

算した金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

- ③ 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者氏名を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。
- ④ 見積書には、見積もった契約希望金額の明細がわかる見積明細書(課税事業者の場合、消費税及び地方消費税を加算したものとする。このため見積書の記載金額と見積明細書の合計金額は一致しない)を必ず添付すること。
- ⑤ 見積明細書の様式は問わない。
- ⑥ 見積書、見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れて提出すること。

6. 選考方法

(1) 一次審査(書類審査)

参加資格を満たした申請者が6者を超えた場合、一次審査(書類審査)を実施し、選考審査会を行う6者を選定する。この場合、一次審査を不合格となった者については、書面により通知する。

(2) 二次審査(選考審査会)

下記のとおり選考審査会を開催し、企画提案書に基づいて各参加者がプレゼンテーションを行う。

開催日時 令和5年8月9日(水)

(詳細時刻については別途通知)

会場 越谷市役所本庁舎5階会議室

実施方法 ① 1参加者につき、プレゼンテーション全体の時間は説明及び質疑応答を含め30分程度とする。

② 説明者は割り当てられた説明開始予定時刻の10分前までに控室に入り、待機すること。

③ 説明者は、本業務の担当者(必須)を含め、3名以内とする。原則として、主な説明者は本業務の担当者とする。

④ 企画提案書の内容に基づき、評価項目に沿って説明を行うこと。

⑤ プレゼンテーション用のパソコンは各参加者で準備すること。スクリーン及びプロジェクターは環境政策課が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な設備や持参する機器がある場合、事前に相談すること。

選考審査 全参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員による選考審査を実施する。審査では、評価項目ごとに審査員が参加者の採点を行い、合計得点の最も高い参加者を委託予定業者とする。合計得点が最も高い参加者が複数の場合、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。参加者が1者の場合、評価項目の合計配点の60%以上を

得た場合に委託予定業者を決定する。また、対象がない場合、本プロポーザルは中止とする。

7. 評価・採点方法

越谷市脱炭素コンソーシアム設立支援業務委託プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、委託予定業者を選定する。選考委員が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託予定業者とする。

ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。なお、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

評価基準項目		配点	評価事項
1. 運営体制	① 業務実施体制 ② 業務遂行能力	20	① 業務に従事する職員の職種・人数は適切か。 ② 効率的な業務遂行を考慮したスケジュールを想定しているか。
2. 業務実績	類似事業の契約実績	10	過去に類似事業の契約実績があるか。
3. 提案内容	① コンソーシアム設立・運営支援 ② 各種会議の資料作成 ③ 機運の醸成支援 ④ 創意工夫	40	① コンソーシアム設立までの準備や各種会議の運営について、具体的な支援の手法を提案しているか。 ② 地域資源の地産地消・地域循環型モデルの検討にあたり、注視すべき項目や検討すべき課題を想定した提案をしているか。 ③ 啓発資料の作成や、勉強会のテーマなどについて、具体的に提案しているか。 ④ ゼロカーボンシティの実現に向けた創意工夫や、独自の提案があるか。
4. 価格評価	見積金額	30	5,500,000円以下 30点 5,500,000円超～5,800,000円以下 24点 5,800,000円超～6,100,000円以下 18点 6,100,000円超～6,400,000円以下 12点 6,400,000円超～6,700,000円以下 6点 6,700,000円超～7,000,000円 0点
合計得点		100	

8. 注意事項

- (1) 選考審査会参加に関する一切の費用は各参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は失格とする。
- (3) 提出された見積書は、書換え、差替え又は撤回することはできない。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 選考結果については各参加者に通知するとともに、公表する。
- (6) 選考後の契約締結については、越谷市契約規則等によるものとする。

9. 質疑方法

質疑受付：令和5年7月25日（火）17時15分まで

受付方法：質問書（様式4）を用いて電子メール

メールアドレス：kankyo@city.koshigaya.lg.jp

質疑回答日：令和5年7月26日（水）予定

回答方法：電子メール及び市ホームページに掲載

10. 担当課連絡先

名称：越谷市環境経済部環境政策課

所在：〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-963-9183

FAX：048-963-9175